

経済学部学業成績優秀特待生規程

(目的)

第1条 経済学部在籍する学生のうち、人物・学業ともに優秀な学生に対して学費の一部を免除し、社会に貢献できる人材を積極的に育成することを目的とする。

(奨学生及び奨学金)

第2条 この規程により学費減免を受ける学生を学業成績優秀特待生という。

(審査対象)

第3条 審査対象資格は別に定める。

(審査及び決定)

第4条 学業成績優秀特待生の決定は、教授会で承認を得て、学部長の推薦により学長を経て理事長が決定をする。

(資金)

第5条 この制度の資金は、本学経常費をもって充てる。

2 この経常費の予算は、大学運営本部経済学部学生センターが毎年度の予算を計上する。

(他の奨学金との関係)

第6条 学業成績優秀特待生は、経済学部新入生特待生と兼ねることはできない。また、学費の減免処置を受けている期間に、他の学内奨学金の給付を受けることができない。

(免除額)

第7条 免除額は、授業料の半額とする。

(免除の期間)

第8条 免除の期間は、当該年度とする。ただし、更新は妨げない。

(資格の喪失)

第9条 学業成績優秀特待生が次の各号のいずれかに該当したと認められた場合は、教授会の議を経て、学部長が免除を停止し、その資格の喪失を決定することができる。

- (1) 休学・転学部・退学又は除籍となったとき。
- (2) 学則及び学生規程による懲戒処分を受けたとき。
- (3) 学業成績が不良のとき。
- (4) 辞退を申し出たとき。
- (5) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(免除金の返還)

第10条 特待生は、前条第2号により資格を喪失した場合、原則として既に免除された金額を返還しなければならない。ただし、学部長は、当該喪失に係る事情を考慮し相当と認めるときは、返還を免除することができる。

(所管)

第11条 この規程の運用に必要な事務は、大学運営本部経済学部学生センターが担当する。

(細則)

第12条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、経済学部組織変更等その他必要に応じ、教授会で承認を得て、学部長の上申により学長を経て理事長が決定する。

経済学部学業成績優秀特待生規程施行細則

1. この細則は、経済学部学業成績優秀特待生規程の施行及び運用について必要な事項を定める。

2. 適用基準

(1) 全学年共通の基準は、前年度に受験した TOEIC®(L&R)(IP を含む)の成績が600点以上であること。

(2) 各学年において以下の基準を満たした成績上位者であること。

- ① 2学年進級時 36単位以上修得し、前年度の平均点が85点以上。
- ② 3学年進級時 72単位以上修得し、前年度の平均点が85点以上。
- ③ 4学年進級時 108単位以上修得し、前年度の平均点が85点以上。

3. 対象人数

各学年15名以内

4. 細則の改廃

この細則の改廃は、経済学部組織変更その他必要に応じ、教授会で承認を得て、学部長の上申により学長を経て理事長が決定する。